

問い合わせ先	
(資料内1・2に関する事) 担当課 教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課 直 通 072-228-7489 内 線 7730 F A X 072-228-7256	(資料内3：臨時休業期間中の児童の受入に関する事) 担当課 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課 直 通 072-228-7491 内 線 7820 F A X 072-228-7009
(資料内3：臨時休業期間中の支援学校児童生徒の受入に関する事) 担当課 教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課 直 通 072-228-7436 内 線 7707 F A X 072-228-7421	(資料内3：臨時休業期間中の幼児の受入に関する事) 担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課 直 通 072-270-8120 F A X 072-270-8130

### 堺市立学校園の臨時休業措置期間の延長について

本市では、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、法律に基づく緊急事態宣言が大阪府に発令されたことを受け、5月6日（水・祝）までの間、市立学校園を臨時休業措置期間としています。

現在、国において5月7日（木）以降の緊急事態宣言の取扱いについて専門家を交え議論が進められております。

このことから、緊急事態宣言が解除された場合においても、学校園の混乱を避けるために5月7日（木）から10日（日）までは下記のとおり、臨時休業措置を継続し、5月11日（月）以降の取扱いについては、国・府の動向を踏まえ、後日決定のうえ、改めてお知らせします。

#### 記

#### 1 臨時休業措置期間を延長する市立学校園（市立全学校園）

- 幼稚園 9園
  - 小学校 92校
  - 中学校 43校
  - 支援学校 3校（本校2校、分校1校）
  - 高等学校 1校（全日制の課程、定時制の課程）
- 計 148 校園

## 2 追加で臨時休業する期間

令和2年5月7日（木）から10日（日）まで 臨時休業措置期間継続

令和2年5月11日（月）以降 詳細は改めてお知らせします。

※延長に伴い、5月7日（木）に予定していた始業式、入学（園）式は、当面の間、延期します。

※なお、期間中は部活動については全面中止といたします。

## 3 追加で臨時休業する期間中の子どもの受け入れについて

- ・5月7日（木）・8日（金）の小学校、支援学校、幼稚園での児童等の受け入れについては、これまでの緊急事態宣言中の扱いと同様とします。なお、放課後児童対策事業（のびのびルーム等）利用児童は、午後2時以降も、引き続き利用事業の終了時間まで受け入れます。

※9日（土）は、のびのびルーム等各事業の開始時間から終了時間までとします。

- ・ただし利用にあたっては、感染拡大防止の取組を継続するため、真にやむを得ない場合に限ります。